

未婚のひとり親に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用について

【概要】

未婚のひとり親について、利用者負担額(保育料)算定に当たっては、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなす旨の内閣府令改正に伴い、平成30年9月から未婚のひとり親も寡婦(寡夫)控除の対象とみなし利用者負担額(保育料)を算定します。

【対象となる方】

- ・ 婚姻によらずひとり親となった方のうち、認可保育所の利用者負担額(保育料)が発生している方

【申請方法】

- ・ 戸籍謄本と印鑑をお持ちの上、子育て支援課窓口(東向日別館4階)までお越しください。
- ・ 窓口にて利用者負担額(保育料)減免申請書にご記入いただきます。

【備考】

- ・ ご申請いただいた結果は保育料決定通知書にてお知らせします。
- ・ 一度ご提出いただいた申請は、家庭状況等の変化がない限り在園期間中有効です。

※ なお、再算定の結果、利用者負担額(保育料)が変わらないことがあります。